

熊本県立天草高等学校倉岳校生徒心得（校則）

令和8年2月 2日改訂

令和8年4月 1日施行

本校生徒は本校教育の本旨を体得して本校生徒綱領に則り、心身の健全な発達に努めるとともに、教師・先輩の指導を受け、校友親しみ合い・助け合い、自主的精神を養い、健康の増進・学業の進歩・校風の振興に努め、学校の名誉を重んじ、校則を遵守しなければならない。

第1章 生活に関する規程

<校内生活>

- 1 遅くとも始業開始時間の5分前には登校すること。
- 2 登校後は、下校時まで無断で校外に出てはならない。ただし、何らかの事情がある場合には、担任に申し出て許可を得て外出すること。帰校後は、速やかに担任に報告すること。
- 3 完全下校時刻は午後7時とし、放課後特に用事のない者は速やかに帰宅すること。
- 4 携帯電話・スマートフォン等については、第5章「携帯電話・スマートフォン等の使用に関する規程」を守ること。
- 5 学校の施設・設備・備品等を愛護し、壊したり、傷つけたり、落書きしたりしないこと。過って破損したり紛失したりした場合は直ちに担任に報告すること。

<校外生活>

- 1 倉校生としての自覚を忘れず、礼儀正しく、節度ある行動をとること。
- 2 外出の際は生徒証明書を携帯すること。警察などの指導を受けた場合は速やかに生徒証明書を提示して、素直に指導に従い、後日必ず担任に報告すること。
- 3 外出の際は保護者に行き先・用件・同行者・帰宅時間を告げること。門限は午後9時とし、夜間の外出は特別な用でない限り避けること。
- 4 外泊は保護者の許可を得て行うこと。ただし、高校生及び20歳未満の者のみでの外泊は禁止とする。
- 5 夜間の興行物観覧は、保護者の許可を得て行うこと。
- 6 保護者同伴の場合を除き、酒類を主として提供する飲食店の出入りは禁止する。
- 7 カラオケボックスへの入場は保護者同伴とする。また、パチンコ店など高校生にふさわしくない施設や場所への立ち入りは禁止とする。

<校内外生活>

- 1 男女間の交際は公明正大であり、責任の自覚がなければならない。特に学校内外を問わず、二人だけになる場面（機会）では、責任ある行動を心がけること。

第2章 服装等に関する規程

- 1 服装は常に端正、清楚にして倉校生としての品格を保ち、周囲が心地よく感じられるように整えること。
- 2 服装は次のように規定し、購入及び補正は生徒指導部に届ける。

(1) A服

※ズボンの長さは裾を踏まないもの、短すぎない長さのものとする。

※単色（華美でないもの）のベルトを必ず着用すること。

冬服・・・学校指定黒色の学ラン制服上下（学ランカラーに校章カシメバッジ）、AKマーク入りカッターシャツとする。

※シャツ下は白色・黒色・紺色でワンポイントまでのものとする。

夏服・・・学校指定黒色ズボン、AKマーク入り開襟シャツまたはAKマーク入りのポロシャツとする。

※シャツ下は白色で袖から出ない長さのワンポイントまでのものとする。

(2) B服

※スカートの長さは膝が隠れる長さのものとする。（膝立ちで地面につかないものは禁止）

冬服・・・学校指定ネイビーのジャケット（花襟に校章カシメバッジ）、ジャンパースカート、AKマーク入りブラウスにワインレッドのパットタイを着用する。

※ブラウス下は白色・黒色・紺色・グレーで華美でないものとする。

夏服・・・学校指定セーラー襟オーバーブラウス（左胸ポケットにAKマーク）・ネクタイ、またはAKマーク入りのポロシャツ、プリーツスカートとする。

※ブラウス下は白色・黒色・紺色・グレーで無地のものとする。

(3) 中間服として以下の服装も認める。

A服・・・◇学ランを着用せず、AKマーク入りカッターシャツでの登校。

B服・・・◇ジャケットを着用せず、ジャンパースカートでの登校。

- 3 制服の着用及び移行期間の基準は次のとおりとするが、気候や気温等に合わせて各自で判断すること。ただし、式典等に出席する場合は学校が指示した制服を着用すること。

(冬服) 11月～4月	(夏服) 6月～9月	(中間服) 5月・10月
-------------	------------	--------------

- 4 靴下の色は白・黒・紺とする。ただし、B服でストッキングやタイツを着用するときは黒色とする。なお、式典に出席する場合は、原則黒色の靴下（踝までの靴下は認めない）とする。
- 5 学校行事及び学校教育の延長として行動する場合は原則制服とする。
- 6 登下校に使用する靴は、華美でない運動靴や革靴とする。ただし、怪我等で靴が履けない場合、学校の許可を得た履物を通学に使用することができる。

- 7 装飾品（ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、ミサンガ等）の着用は禁止する。
- 8 マニキュア、ペディキュア、化粧類の使用は禁止する。
- 9 ヘアースプレー、香水等、香りを発するものは使用を禁止する。ただし、制汗剤については使用を認めるが、周囲が心地よく感じられるように使用量や香りに配慮すること。
- 10 防寒着については次のように規定する。
 - (1) A服・B服共通
 - ◇通学時の防寒着の着用を認める。但し、白色・黒色・茶色・グレーを基調とした華美でないものとする。
 - ◇登校後及び下校時は教室での速やかな着脱を徹底し、校内での着用は原則禁止とする。
 - ◇体調不良等の特別な理由がある場合は担任及び授業担当者の許可を得て着用すること。
 - (2) A服
 - ◇学ランの下にスウェットやセーター、カーディガンを着用してもよい。但し、黒色または紺色等を基調とした華美でないものに限る。
 - ◇着用する際は、制服から袖や裾ができるだけ出ないようにし、必ずAKマーク入りカッターシャツの上に着用すること。学ランを脱ぐ場合は、AKマーク入りカッターシャツのみ認める。
 - ◇ハイネックやフードがついているもの等、学ランから出るものは認めない。
 - (3) B服
 - ◇ジャケットの下にセーター、カーディガンを着用してもよい。但し、黒色または紺色のVネックとし、丸首やハイネック等は認めない。
 - ◇着用する際は、制服から袖や裾ができるだけ出ないようにする。
- 11 手袋やマフラー（ネックウォーマー）等の防寒具は登下校時のみ着用を認めるが、登校後及び下校時に教室での速やかな着脱を徹底し、校内での着用は禁止する。なお、防寒具については色の指定等は設けない。

第3章 頭髪等に関する規程

- 1 頭髪は常に清潔に保持し、学生らしい状態を保ち、華美にならないようにすること。
※学生らしい状態とは進学及び就職時の受験に臨める状態のことを指す。
- 2 パーマ（縮毛矯正は除く）、セット、カール、染色、脱色、まつ毛エクステなどは禁止する。地毛が黒色以外の場合は事前に担任に連絡すること。その他相談があった場合は、学年及び生徒指導部職員で審議する。

3 頭髪等については次のように規定する。

(1) 男子・女子共通

◇作為的な髪型にならないようにする。

◇眉は整える程度の手入れは認めるが、過度に剃ったり、抜いたりしない。

(2) 男子

◇前髪は目にかからないようにする。

◇横部は耳にかからないようにする。

◇後頭部（襟足）は襟にかからないようにする。

◇もみあげは耳を越えない長さに整える。

◇鼻下及び顎ひげは伸ばさない。

(3) 女子

◇前髪は目にかからないようにする。目にかかる場合はピン（華美でない色）で留める。

◇横部及び後部は肩にかからないようにする。肩にかかる場合はゴム（華美でない色）で結ぶ。

第4章 通学に関する規程

- 1 通学は交通法規ならびに交通道德を遵守し、徒歩・自転車・原付バイク・公共交通機関等を利用する。
- 2 船通学を希望する者は、原則として定期船を利用すること。貸切船等を利用する場合は、学校に申し出ること。
- 3 自転車通学希望者は、許可条件に従い自転車通学願（交通様式1）を提出し許可を受けること。細則については別（交通規定）に定める。
- 4 原付バイク通学希望者は、許可条件を満たす者が、原付通学願（交通様式3）を提出し許可を受けること。細則については別（交通規定及び原動機付き自転車免許取得規定）に定める。

第5章 携帯電話・スマートフォン等の使用に関する規程

- 1 携帯電話・スマートフォン等（電波を発するスマートウォッチを含む）を校内に持ち込む場合は、保護者と相談し、以下の注意事項を厳守しなければならない。
 - (1) 登校時、正門に入る前に電源を切り、バッグに入れて校内では下記(2)及び緊急時以外使用しない。
※電源を切ったか確認していたなど、いかなる理由も認められない。
 - (2) 校内での携帯電話・スマートフォン等の使用は放課後に決められた場所に限り、保護者への連絡のみ使用を認める。
- 2 携帯電話・スマートフォン等の貸借はしない。必要な場合は担任に相談すること。

- 3 校舎内において使用する場合（放課後の保護者への連絡のみ）は、周囲への影響を考慮して、迷惑にならないように使用すること。
- 4 各電話会社の有害サイトアクセス制限のフィルタリングサービスに必ず加入すること。
- 5 次のような行為があった場合は学校の指導に従うこと。
 - （1）校内で着信音が鳴るなどの行為があった場合。
 - （2）校内で通話やメールの確認及び返信等の利用があった場合。
 - （3）校内で充電等をした場合。
 - （4）校内で放課後の時間に保護者への連絡以外に使用した場合。
 - （5）校外で不適切な使用等があった場合。
- 6 規定違反があった場合の指導は次のとおりとする。
 - （1）1回目・・・担任及び学年主任からの指導を実施する。
 - （2）2回目・・・担任及び学年主任、生徒指導部からの指導を実施する。
 - （3）3回目・・・担任及び学年主任、生徒指導部からの指導を実施する。併せて保護者を召喚し、家庭での指導の依頼と警告を行う。
 - （4）4回目・・・審議（特別指導含む）
- 7 その他悪質な使用があった場合は生徒指導部で審議の上、特別指導となる場合もある。
- 8 考查中の利用は、カンニング行為と見なし特別指導の対象となる。
- 9 「熊本県教育委員会くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」により、22時から翌朝6時の使用は控え、規則正しい生活を心がけること。

第6章 その他

- 1 次の事項は厳に禁止する。
 - （1）飲酒、喫煙及び有害薬品の使用
 - （2）金銭の濫費、強要、貸借
 - （3）風紀を乱すような文書、物品の携帯及び風紀上問題がある場所への出入り
 - （4）理由の如何を問わず暴力行為、威嚇行為及びその準備行為
 - （5）他人の物の無断使用や悪質な悪戯
 - （6）その他あらゆる不正行為
- 2 次の事項はすべて学校へ願いを出し許可を必要とする。
 - （1）外部団体への加入及び集会等への参加
 - （2）宣伝、掲示、ポスター、印刷物などの貼付
 - （3）校内放送
 - （4）下校時刻後及び休業日の校内施設への出入り及び体育用具その他校内施設用具の使用

- (5) 校内での外来者との面会
 - (6) 単車等の免許取得（細則については別に定める）
 - (7) クラブの遠征及び諸大会への参加
 - (8) その他必要な事項（学校生活内での外出、各種通学許可、アルバイト等）
 - (9) 異装
- 3 次の事項は学校への届け出を必要とする。
- (1) 欠席・欠課・早退・遅刻等
 - (2) 誓約書・その他学校への提出書類（現住所・保証人・保護者等）の記入事項の変更
 - (3) その他必要な事項（出席停止確認書または医療機関関係書類等）

以上の事項は、生徒生活心得である。本校生徒は、よりよい校風の醸成に努め、健康の増進と学力の向上に留意し、毎日の生活は計画を立て、目標を定め、充実した生活をするよう心がけ、所期の目的を達成するよう努力すること。本校生徒として校則を守れなかった場合は、反省を促すため適当な指導処置を行う。